

浦添市会計年度任用職員任用案内

【募集職種】ケースワーカー（生活保護現業員）（採用予定人数：4人）

【勤務条件等】裏面を参照

【資格要件】○社会福祉法第19条に規定する社会福祉士、精神保健福祉士の任用資格を有する者。

○社会福祉主事任用資格を有する者。

○普通自動車運転免許（AT限定可）又は原動機付自転車免許を有する者

【区分】パートタイム（7時間）

【募集期間】令和6年3月29日（金）～募集定員に達するまで

【提出物】浦添市会計年度任用職員任用申込書
資格を証明する書類等

【提出先】〒901-2501 浦添市安波茶1丁目1番1号
浦添市役所 保護課（本庁3階）

【提出方法】保護課窓口へ提出（郵送可）

【選考方法】書類選考及び面接

【合否発表方法】応募者全員に通知送付

※ 次の(1)から(3)いずれにも該当しないことをご確認の上、申込書をご提出ください。

(1) 禁固以上の刑に処され、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者

(2) 浦添市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法または、その下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またこれに加入した者

※ 駐車場について、本庁舎等には職員等の専用駐車場はありません。周辺の月極駐車場を各自で確保してください。

お問合せ先 浦添市役所 保護課 保護管理係 098-876-1262（直通）

【勤務条件】

任用期間	<p>一会計年度【令和6年4月1日～翌年3月31日】（任用後1か月間は試用期間となります。）</p> <p>※ 勤務状況等が良好な場合、再度任用される場合があります。 （再度の任用は2回まで、最長3年）</p>
勤務日	週5日（原則、月曜日から金曜日）
週休日 休日	<p>週休日：日曜日および土曜日</p> <p>休日：国民の祝日に関する法律に規定する休日、6月23日（慰霊の日）及び12月29日から翌1月3日まで休み。</p>
勤務時間	<p>9：15～17：15のうち実勤務7時間（休憩時間12：00～13：00）</p> <p>※ 所定労働時間を超えて勤務する場合があります。</p>
勤務場所	市役所本庁舎
職務内容	①生活保護申請に係る調査に関する事②生活保護の開始、変更、停止及び廃止に関する事③生活保護受給者との面接・相談（家庭訪問調査）④生活保護受給者の自立助長への援助⑤その他所属長が命ずる生活保護に関する事
報酬	<p>① 月額225,500円 社会福祉法第19条に規定する（社会福祉士又は精神保健福祉士の任用資格を有する者、社会福祉主事任用資格を有する者）</p> <p>※ 再度の任用があった場合、上限の範囲内での昇給があります。</p>
諸手当	<p>① 通勤手当 110円/日～ ※通勤距離が2km以上ある場合対象。徒歩、送迎、乗合は対象外となります。</p> <p>② 時間外勤務手当 労働基準法に準ずる</p> <p>③ 期末手当 年2.45月分、勤勉手当 年2.05月分（6月・12月）</p> <p>※ 初年度は支給率が異なります。</p>
給与等支給日	<p>毎月末日締め、翌月15日払い</p> <p>※支給日が土日または祝日の場合はその前日に支給</p>
休暇	年次有給休暇を任用期間及び週勤務日数に応じて付与（初年度6か月超え勤務は10日付与）。その他（産前産後休暇、病気休暇、旧盆、夏季休暇、結婚休暇、忌引休暇等）、無給休暇（保育時間、子の看護等）
社会保険	要件を満たす場合、市町村職員共済組合又は公立学校共済組合の短期組合員及び日本年金機構の厚生年金に加入。
雇用保険	週20時間以上勤務かつ任用期間が31日以上の場合適用。
災害補償	沖縄県市町村非常勤職員公務災害補償等組合補償又は労働者災害補償法に基づく補償。
服務規程	<p>地方公務員法に規定する服務の各規程が適用されます。</p> <p>（服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等への従事等の制限）</p>
営利企業従事 （兼業）制限	パートタイム勤務者は、適用除外となります。（兼業可・要届出）

注）関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。